

「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（仮称）の策定業務」委託に係る仕様書

1 業務名

ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（仮称）の策定業務

2 委託業務の履行期間

契約の日から令和2年3月31日まで

3 業務の目的

(1) 国有地の有効活用に向けた検討の意義について

本市では、京都の未来を見据え、まちづくりを進めていくためには、国有地も含め、あらゆる土地の有効活用も視野に入れるべきと考え、国有地について、地域の魅力あるまちづくりに資する活用可能性を検討するとともに、本市の考えを発信していくことにより、土地を所有する国や市民等の理解を得て、京都の発展に資する有効活用を実現しようと取組を進めている。

京都拘置所及び京都運輸支局（以下「両施設」という。）は、地下鉄くいな橋駅及び近鉄上鳥羽口駅から徒歩5分圏内にあり、高速道路の出入口にも近く、交通の利便性が高いこと、両者を合わせると約4万6千㎡という広大な土地で、市街地においてこれほど広大な土地を確保することは極めて困難であることなど、非常にポテンシャルの高い土地であることから、本市は、国に対して、両施設の移転をはじめとした有効活用の検討を要望している。

(2) 両施設の敷地活用の方向性

両施設が所在する地域は、本市が「らくなん進都」と位置づけ、まちづくりの理念として『新しい京都を発信するものづくり拠点』を掲げ、この理念の実現に向けて、最先端のものづくり企業の集積などの取組を進めている地域である。

こうしたことを踏まえ、「らくなん進都」のまちづくりをより一層加速させるとともに、京都の更なる発展につなげられるような両施設の敷地の活用が求められる。

(3) 本業務の趣旨・目的について

上記(1)及び(2)を踏まえ、本市では、経済界や地域企業（本市の区域内に本店または主たる事業所を有する事業者）、学識経験者、市民等（以下「関係者」という。）の意見を聴きながら、らくなん進都はもとより、未来の京都の発展に向けた両施設の敷地の活用案を作成することとしている。（この活用案は、両施設の移転をはじめとした有効活用の検討を国に促すための提案書となる。）

本業務は、関係者への意見聴取の補助を行うとともに、聴取した意見等を参考にして両施設の敷地活用案の策定等を行うものである。

4 業務内容

(1) 両施設の敷地活用案の策定

関係者への意見聴取及びパブリックコメント実施結果等を参考にして、らくなん進都はもとより、未来の京都の発展に向けた両施設の敷地活用案を策定する。

なお、この活用案は、京都拘置所及び京都運輸支局の移転をはじめとした有効活用の検討を国に促すための提案書となることから、そのような観点を十分踏まえて作成すること。

(2) 関係者への意見聴取の補助

活用案は、「らくなん進都」のまちづくりの理念である『新しい京都を発信するものづくり拠点』の形成を加速させる機能を盛り込むため、幅広い関係者の意見を聴取する。

意見聴取方法は以下を基本とする。

ア 経済界や地域企業の意見聴取は、らくなん進都整備推進協議会や経済界の協力を得ながら、既存の会議や各企業が多く集まる機会等（8箇所程度を想定）において行う。

イ 学識経験者や市民等の意見聴取は個別に聴取する（5人程度を想定。謝礼の支払いが必要な場合は本市が負担）

ウ 市民意見募集（パブリックコメント）

なお、意見聴取先は本市が指示するほか、受託者も積極的に提案すること。

また、意見聴取の際には、会議資料及び摘録を作成すること。会議資料の作成に当たっては、本市と十分に協議を行うこと。

(3) 市民意見募集（パブリックコメント）実施補助

ア 市民意見募集の実施に関する資料を作成する。なお、資料の作成に当たっては、本市と十分に協議を行うこと。

イ 市民意見の集約及びそれを参考にした活用案の修正

ウ 対話型パブリックコメント（イベント等に出向き、内容を市民に直接説明し、意見を頂く手法。3回程度を想定）の実施の際には、本市とともに会場に赴き、設営や市民への説明、意見聴取を行うこと。

(4) 国に要望する際に活用する資料の作成

両施設の移転をはじめとした有効活用の検討を促すために、国に要望する際に活用する資料を、活用案を基に作成する。なお、資料の作成に当たっては、本市と十分に協議を行うこと。

(5) 進ちよく報告及び情報共有

概ね2週間に1度、本市を訪問し、進ちよく報告及び情報共有を行うこと。

(6) この他、両施設の敷地の活用案を作成するうえで、別途本市が指示すること。

5 その他

(1) 協議事項

定めていない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 知的財産権

成果物（下記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属することとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行う。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保する。

6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出する。

- | | |
|--|--------|
| (1) 両施設の敷地の活用案冊子（A4判） | 3,000部 |
| (2) 市民意見募集用パンフレット（A4判） | 2,000部 |
| (3) 国に要望する際に活用する資料（A3判） | 1部 |
| (4) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (5) 上記(1)から(3)までに係る Microsoft Word で加工できる電子データ | 一式 |